

口頭弁論期日請書

事件番号:広島高等裁判所令和5年(ネ)第153号 損害賠償請求控訴事件
原審:広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件

控訴人(原告) 高野邦夫



被控訴人(被告) 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

令和5年6月2日作成

広島高等裁判所 民事第2部 御中

記

頭書の事件について、第1回口頭弁論期日が、令和5年9月1日午前10時00分と定められましたので、同期日に出頭します。

控訴人(原告) 高野邦夫

